

改正

昭和54年 3月30日いわき市規則第7号
昭和59年 6月30日いわき市規則第58号
昭和63年 3月31日いわき市規則第13号
平成11年 3月29日いわき市規則第13号
平成15年 3月31日いわき市規則第32号
平成16年 3月31日いわき市規則第20号
平成16年12月28日いわき市規則第50号
平成17年 3月31日いわき市規則第5号
平成18年 3月31日いわき市規則第25号
平成19年 3月28日いわき市規則第16号
平成24年12月27日いわき市規則第68号
平成26年 3月31日いわき市規則第20号
平成28年 3月31日いわき市規則第16号
令和 2年12月24日いわき市規則第52号
令和 3年 8月12日いわき市規則第45号

いわき市 **重度心身障害者福祉金** 支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市 **重度心身障害者福祉金** 支給条例（昭和49年いわき市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の要件)

第2条 条例第2条各号及び第8条第1項第4号の規則で定める施設等は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所。ただし、前号に該当する場合及び入院の期間が3月未満の場合を除く。

2 条例第2条第1号の日常生活に介護を要するものは、別表の臥床の状況の項のいずれかに該当し、かつ、同表の日常生活の状況の項のいずれかに該当するものとする。

(申請)

第3条 条例第3条の規定による申請は、**重度心身障害者福祉金**受給資格認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により行わなければならない。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、必要な審査を行い受給資格の有無を決定し、**重度心身障害者福祉金**受給資格認定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(調査)

第5条 市長は、前条の受給資格の有無の決定に際し、必要があるときは実態調査を行い、又はその調査を民生委員に依頼することができる。

(所得の範囲)

第6条 条例第5条第1項及び第2項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第7条 条例第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（以下この項において「総所得金額」という。）（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項に規定する公的年金等（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条に規定する給付を除く。）の支給を受ける者については、同法第35条第4項の規定を適用して算定した総所得金額とし、施行令第11条に規定する給付の支給を受ける者については、当該給付を同法第35条第2項に規定する公的年金等とみなし、かつ、同条第4項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円）
- (3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円
- (5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (6) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

第8条 条例第5条第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円）

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円

(5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(6) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(支給の制限に係る通知)

第9条 市長は、条例第5条第1項又は第2項の規定により、支給の制限を決定したときは、**重度心身障害者福祉金**支給制限決定通知書（第3号様式）により通知する。

(届出)

第10条 条例第8条第2項の規定による届出は、**重度心身障害者福祉金**受給資格消滅等届（第4号様式。以下「受給資格消滅等届」という。）によるものとする。

2 条例第12条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める様式により届け出るものとする。

(1) 条例第5条第1項の規定による受給資格者の所得及び扶養親族等の状況並びに同条第2項の規定による受給資格者の配偶者及び扶養義務者の所得及び扶養親族等の状況 **重度心身障害者福祉金**所得等状況届（第5号様式）

(2) 条例第7条の規定による**重度心身障害者福祉金**（以下「福祉金」という。）の辞退 受給資格消滅等届

(3) 申請書の記載事項の変更 受給資格消滅等届

3 前項第1号に規定する届出は、11月30日までに（その日以後新たに条例第3条の認定を受けた者にあつては、当該認定後速やかに）行うものとする。

(福祉金の返還請求)

第11条 条例第10条の規定による福祉金の返還請求は、**重度心身障害者福祉金**返還通知書（第6号様式）により行わなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日いわき市規則第7号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日いわき市規則第58号）

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日いわき市規則第13号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日いわき市規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日いわき市規則第32号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成16年3月31日いわき市規則第20号）

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のいわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、改正後のいわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の規則第2条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受給資格を取得する者（施行日前に受給資格を取得した者であって施行日以後に改正後の規則第2条第1項に規定する施設等に入所するものを含む。）について適用し、施行日前に受給資格を取得した者（施行日以後に改正後の規則第2条第1項に規定する施設等に入所する者を除く。）については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則（平成16年12月28日いわき市規則第50号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定及び第8条第2項の改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のいわき市**重度心身障害者**

福祉金支給条例施行規則の規定は、平成17年4月1日以後に福祉金の支給を受ける受給資格者に係る当該受給資格者の所得並びに当該受給資格者の配偶者の所得及び当該受給資格者の扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの所得（以下「受給資格者等の所得」という。）の額の計算方法について適用し、同日前に福祉金の支給を受ける受給資格者に係る受給資格者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後のいわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例施行規則第7条第2項及び第8条第2項の規定は、平成18年4月1日以後に福祉金の支給を受ける受給資格者に係る受給資格者等の所得の額の計算方法について適用し、同日前に福祉金の支給を受ける受給資格者に係る受給資格者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日いわき市規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日いわき市規則第25号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日いわき市規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日いわき市規則第68号）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例施行規則第2条第1項第2号の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日いわき市規則第20号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（平成28年3月31日いわき市規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日いわき市規則第52号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後のいわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例施行規則第7条第2項及び

第8条第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の**重度心身障害者福祉金**の受給資格者（いわき市**重度心身障害者福祉金**支給条例（昭和49年いわき市条例第18号）第5条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この項において同じ。）の所得並びに受給資格者の配偶者の所得及び受給資格者の扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの所得（以下この項において「受給資格者等の所得」という。）の額の計算方法について適用し、令和2年度分までの**重度心身障害者福祉金**の受給資格者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月12日いわき市規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

臥床の状況		1 起居動作が困難なため常時臥床している。
		2 日光浴等のための離床時間を除いて常時臥床している。
		3 精神的活動の低下が著しいため、常時生活介護を要する。
日常生活の状況	食事	4 常時介護がなければ食事ができない。
		5 横になるか又は物にもたれなければ食事ができない。
日常生活の状況	入浴	6 入浴ができないので常時拭くのみである。
		7 常時介護がなければ入浴できない。
日常生活の状況	排せつ	8 常時おむつ又は便器を使用している。
		9 常時介護がなければ便所に行くことができない。

重度心身障害者福祉金受給資格認定申請書

年 月 日

いわき市長 様

注意 1 太枠の中だけ記入してください。

2 □のある欄は、該当する箇所に☒印を付けてください。

受給申請者 フリガナ 氏 名		年 月 日生
住 所 いわき市		電話番号（ ）
交付されている手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（1級） <input type="checkbox"/> 療育手帳（A）		年 月 日 交付号
介護者 氏 名	受給申請者との続柄	電話番号（ ）

預金口座振り込みを希望する場合は、次に記入してください。

名義人	<input type="checkbox"/> 口座の種類 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
銀行等名	支店等名	

調 査 事 項

調査員氏名

臥床の状況	<input type="checkbox"/> 起居動作が困難なため常時臥床している。 <input type="checkbox"/> 日光浴等のための離床時間を除いて常時臥床している。 <input type="checkbox"/> 精神的活動の低下が著しいため常時生活介護を要する。
日常生活の状況	食 事 <input type="checkbox"/> 常時介護がなければ食事ができない。 <input type="checkbox"/> 横になるか又は物にもたれなければ食事ができない。
	入 浴 <input type="checkbox"/> 入浴ができないので常時ふくのみである。 <input type="checkbox"/> 常時介護がなければ入浴できない。
	排 せ つ <input type="checkbox"/> 常時おむつ又は便器を使用している。 <input type="checkbox"/> 常時介護がなければ便所に行くことができない。
今後の見込み	<input type="checkbox"/> 回復までは、長時間を要する。 <input type="checkbox"/> 回復する見込みがない。

<input type="checkbox"/> 認 定 認定番号 第 号 支給開始 年 月 <input type="checkbox"/> 却 下 (理由)						起案 ・
所 長	次 長	係 長	係 員	起 案 者	公 印	決裁 ・
						施行 ・

重度心身障害者福祉金受給資格 ^{認定} _{却下} 通知書

年 月 日

様

いわき市長

印

認定内容	<input type="checkbox"/> 認定	<input type="checkbox"/> 却下
認定番号	第 号	却下の理由
福祉金の額	年額 円	
支給開始の時期	年 月から	

備考

- 1 受給資格の認定を受けた方の住所等について変更があつたときは、速やかに重度心身障害者福祉金受給資格消滅等届を提出してください。
- 2 この決定について不服があるときは、この通知を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面をもつて審査請求をすることができます。
- 3 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

重度心身障害者福祉金支給制限決定通知書

年 月 日

様

いわき市長

印

あなたの重度心身障害者福祉金については、次のとおり支給の制限を決定しましたので通知します。

認 定 番 号	第 号
支給制限の期間	
支給制限の理由	
特 記 事 項	

備考

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の規定による審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

重度心身障害者福祉金受給資格消滅等届

年 月 日

いわき市長 様

住所

届出者

氏名

電話番号

注意 1 太枠の中だけ記入してください。

2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

受給資格者の氏名	認定番号 第 号
届出の区分 <input type="checkbox"/> 受給資格消滅 <input type="checkbox"/> 辞 退 <input type="checkbox"/> 記載事項の変更	
消滅、辞退又は変更の年月日 年 月 日	
受給資格消滅の理由 <input type="checkbox"/> 障害の程度が1級又はAに該当しなくなった。 <input type="checkbox"/> 市内に住所を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 死亡した。 <input type="checkbox"/> 施設に入所した。 施設名 ()	
記載事項変更 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> その他 ()	変更前 変更後

振込先預金口座を変更する場合は、次に記入してください。

名義人（フリガナ）	口座の種類 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
銀行等名 銀行	支店等名	店

特記事項				
決裁	所長	次長	係長	係員

重度心身障害者福祉金所得等状況届

年 月 日

いわき市長 様

住所

届出者

氏名

電話番号

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
 2 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

受給資格者	氏名		生年月日		
			年	月	日生
	住所				
	施設への入所状況				
	<input type="checkbox"/> 入所している。(施設名 入所年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 入所していない。				
病院への入院状況					
<input type="checkbox"/> 入院している。(病院名 入院年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 入院していない。					
身体障害者手帳及び療育手帳の所持状況					
<input type="checkbox"/> 持っていない。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳を持っている。(種 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳を持っている。(□A ・ □B)					
家族の状況					
家族の氏名	生年月日	続柄	職業 (学年)	年分 所得額	扶養親族数等
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	

特記事項

第 号

年 月 日

重度心身障害者福祉金返還通知書

殿

いわき市長

印

あなたがすでに受給した重度心身障害者福祉金については次のとおり返還してください。

なお、返還金は同封した納入通知書により納入してください。

認定番号 第 号	返還金額 円（ 年 月から 年 月まで）
返還の理由 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	